

## 滋賀県建築物石綿対策懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号。以下「改正法」という。）等により建築物解体等工事における石綿対策が強化されたことを受け、今後の対応策を検討するにあたり、有識者等から意見を聴取するため、滋賀県建築物石綿対策懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会は別表に掲げる委員で構成する。

2 懇話会に座長を置く。座長は滋賀県琵琶湖環境部長の職にある者とする。

3 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。

4 座長に事故のあるとき、または欠けたときは、あらかじめ座長が指名したものがその職務を代理する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。ただし、必要な場合は延長することができる。

### (会議)

第4条 懇話会の会議は、座長が招集する。

2 会議は公開とする。ただし、座長が必要と認めた議題については、非公開とすることができる。

3 座長が必要と認めるときは、県庁内外の関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

### (運営)

第5条 懇話会の運営に必要な事務は、琵琶湖環境部環境政策課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、琵琶湖環境部長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

別表

< 委員 >

( 識者の立場で )	環境 ( 大気 ) 分野における学識経験者
( 建築物の解体業の立場で )	( 一社 ) 滋賀県建設業協会の推薦を受けた者 ( 一社 ) 滋賀県解体工事業協会の推薦を受けた者
( 調査関係事業者の立場で )	( 一社 ) 滋賀県計量協会の推薦を受けた者
( 行政 )	滋賀労働局労働基準部健康安全課長
( 行政 )	大津市環境部環境政策課長
( 行政 )	滋賀県琵琶湖環境部長 ( 関係課 : 環境政策課、循環社会推進課 )